

# NEWS RELEASE



## 関西国際空港株式会社

経営戦略室広報グループ

TEL : 072-455-2201

FAX : 072-455-2052



2007年(平成19年)10月10日

---

### 「アジア・ゲートウェイ特区」の提案結果について

---

10月9日に、政府の構造改革特別区域推進本部において、弊社提案に対する対応方針が決定されましたので、お知らせいたします。

弊社といたしましては、空港でのお客様サービスの向上により、物流の一層の効率化や観光・ビジネス交流の拡大等に資するよう、今後とも提案の早期実現に向けて努力していきたいと考えております。

## 「関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区」の提案結果について

### 提案項目

#### 1. 税関の24時間通常開庁化

(現状) 税関執務時間(8:30～17:00)以外において税関手続を行う場合は、臨時開庁承認申請の手続が必要であり、臨時開庁手数料の納付が必要。

【要望】 臨時開庁承認制度を廃止し、税関の24時間通常開庁化。( 手続の簡素化によるリードタイム短縮、手数料の廃止による物流コスト削減)

【決定】 **提案の実現に向けて対応を検討。**( 手数料免除は受益者負担の原則から適当でない。但し、コンプライアンスの優れた通関業者に対する特例措置について検討し、法制面の改正が必要となる場合は、平成20年度以降の関税改正において見直し。 平成19年度中に結論。)

#### 2. 指定地区内の保税運送承認免除化

(現状) 保税蔵置場間における外国貨物の移動には税関長の保税運送承認が必要。

【要望】 保税取締上支障がないと認められる地区(保安区域である関空国際貨物地区を想定)においては保税運送承認申請手続を免除。( リードタイム短縮)

【決定】 **現行規定により対応可能。**( 包括保税運送制度による包括承認が可能。但し、保税運送手続の免除や包括承認における運送場所の指定免除は、適正な貨物管理に支障をきたしかねないため困難。)

#### 3. 輸入貨物に対する自動通関システムの導入

(現状) 輸入貨物は原則として保税蔵置場に搬入後に輸入申告が必要。(なお、予備審査制度においても、貨物到着前に予備審査を行った後、保税蔵置場搬入後に改めて本申告が必要。)

【要望】 輸入貨物の保税蔵置場搬入前(航空機での輸送中など)に輸入手続の完了を可能に。( 貨物到着後の迅速な引渡しが可能)

【決定】 **特区・地域再生として対応不可。**( 予備申告により、輸入通関手続のほとんどを貨物到着前に終了可能だが、適正な通関確保のため、貨物到着前の輸入許可は困難。)

#### 4. 輸入貨物における税関検査の優良事業者への優遇化

(現状) 輸入手続に際しては必要に応じて税関検査(現物検査)が実施される。また、検査場までの貨物輸送費は荷主負担となっているが、税関職員の出張検査(現場検査)は対象貨物が巨大重量貨物等に限定されている。

【要望】 コンプライアンスの優れた事業者には、検査個数を軽減、現場検査の対象範囲を拡大( リードタイム短縮、コスト削減)

【決定】 **現行規定により対応可能。**( 従来から、検査の要否は、過去の実績、コンプライアンスの状況等により判断。)

## 5. 出入国手続施設の多様化

(現状) 出入国に関し諸外国の空港に見られるような専用手続施設の設置がない。

【要望】 ビジネス機、深夜貨物便などに対応した出入国手続施設の設置。

(決定) **現行規定により対応可能。**(具体的内容をもって対応を検討。)

## 6. 出入国審査時の専用手続レーンの導入

(現状) 出入国時のCIQ手続に関して、諸外国の空港に見られるような専用レーン設置がない。

【要望】 ビジネスクラス以上旅客、乗継旅客、VIP(ビジネスジェットの旅客を含む)に対する専用手続レーンの設置。

(決定) 乗継時間が短い旅客及び国際会議出席者 = **全国的に対応。**(航空会社による誘導があれば対応。平成19年度中に対応。)

ビジネスクラス以上の旅客 = **特区・地域再生として対応不可。**(専用手続レーンの設置については、審査待ち時間の短縮状況や入国審査時の個別識別情報の提供の義務づけの導入状況等を考慮し、諸外国の事例を参考にしつつ、今後の課題として検討。)

### 提案主体

1～4は、関空会社と大阪府の共同提案。5～6は関空会社の提案。